

## 公衆浴場設備等改善資金に対する利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は公衆浴場業環境衛生同業組合（以下「同業組合」という。）またはその組合員が施設の衛生水準を高め及び近代化を促進するために必要な資金（以下「設備等改善資金」という。）について支払った利子の一部を助成することにより経営の安定と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (補助対象)

第2条 同業組合または、その組合員が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から設備等改善資金を借入れた場合において、市は当該同業組合または、その組合員が支払った利子（延滞利息を除く）について、予算の範囲内で当該同業組合またはその組合員に対し補助金を交付する。

この場合、公庫との貸付契約による返済期限を過ぎた支払利子額については、補助の対象としないものとする。

### (補助金)

第3条 補助金の額は、毎年1月から12月までの期間に支払った利子相当額の $\frac{1}{2}$ （その額年率、4パーセントの割合で計算した額をこえるときは、年率4パーセントの割合で計算した額）とする。

2 前項の補助金は、次の二期に分けて計算するものとする。

前期 1月から6月までの間に支払った利子に対するもの。

後期 7月から12月までの間に支払った利子に対するもの。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする同業組合またはその組合員は、申請書（別記第1号様式）に公庫との契約書写及び公庫の利子払込証明書を添付して、前期分は7月10日、後期分は1月10日までに市長に提出するものとする。

2 同業組合またはその組合員が契約書の書換えまたは追加融資を受けた場合も前項の申請書を市長に提出するものとする。

### (補助金の交付)

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合にはその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、その旨を同業組合

またはその組合員に通知するものとする。

2 補助金は、利子補助金請求書（別記第2号様式）に基づき、前期分は8月、後期分は2月に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消）

第6条 市長は、同業組合または、その組合員が、この要綱に違反したときは、補助金の交付の決定の全部またはその一部を取り消すことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行期日の前日までに、改正前の公衆浴場設備等改善資金に対する利子補給補助金交付要綱の規定によりなされた手続き、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

山口市長 様

申請者 住所  
氏名

平成 年度 ( 期) 公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金交付申請書

公衆浴場設備等改善資金について、下記のとおり融資金融機関に対し払い込みいたしますので、交付要綱第4条の規定にもとづき補助金の交付を申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 金 円

借入 年月日	償還終了 年月日	借入額	償還及び利子補給額			
			平成 年度 ( 期)			
			償還額	未償還額	支払利子 額	補助額
		円	円	円	円	円

2 添付書類

融資金融機関の利子払込証明書

(別記第2号様式)

請 求 書

金 円

これは、平成 年度（ 期）公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金として、下記のとおり請求いたします。

平成 年 月 日

山口市長 様

住 所

氏 名

振込先